

# 市民文化局広告審査委員会運営要領

平成23年12月22日  
23川市庶第1400号

## 第1条 目的

この要領は、市民文化局広告審査委員会（以下「委員会」という。）設置要綱に基づき設置する委員会の運営について、迅速かつ的確に処理するため必要な事項を定める。

## 第2条 審査依頼手続等

(1) 広告内容等の審査を依頼する所管課長は、広告掲載基準確認表（第1号様式）（以下「確認表」という。）に基づき広告内容等の確認を行い、市民文化局広告審査委員会審査依頼書（第2号様式）（以下「依頼書」という。）に次の書類を添えて委員長に提出するものとする。

- ア 掲載予定広告一覧表（第3号様式）
- イ 掲載予定広告（案）（以下「広告（案）」という。）
- ウ その他必要書類

(2) 前年度の委員会において掲載が承認された広告のうち、内容の変更を伴わない場合又は確認表の項目に該当しない軽微な変更に止まる場合については、依頼書に次の書類を添えて委員長に提出するものとする。

- ア 掲載予定広告（報告事項）一覧表（第4号様式）
- イ 広告（案）
- ウ その他必要書類

(3) 委員長あてに審査依頼手続を行う案件のうち、広告内容について関係部局等による法等の規定に基づく確認が必要なもので、かつ委員会の審査日までに関係部局等からの回答が得られない場合は、改めて掲載予定広告（報告事項）一覧表（第4号様式）を委員長に提出するものとする。

## 第3条 審査

委員会は、前条で定める様式により、川崎市広告掲載要綱第6条に規定する審査及び川崎市広告掲載基準に基づく審査を行うものとする。

## 第4条 審査結果の通知

委員長は、委員会における審査結果を広告審査委員会結果通知書（第5号様式）により、所管課長あて通知するものとする。

## 第5条 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営において必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

## 附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

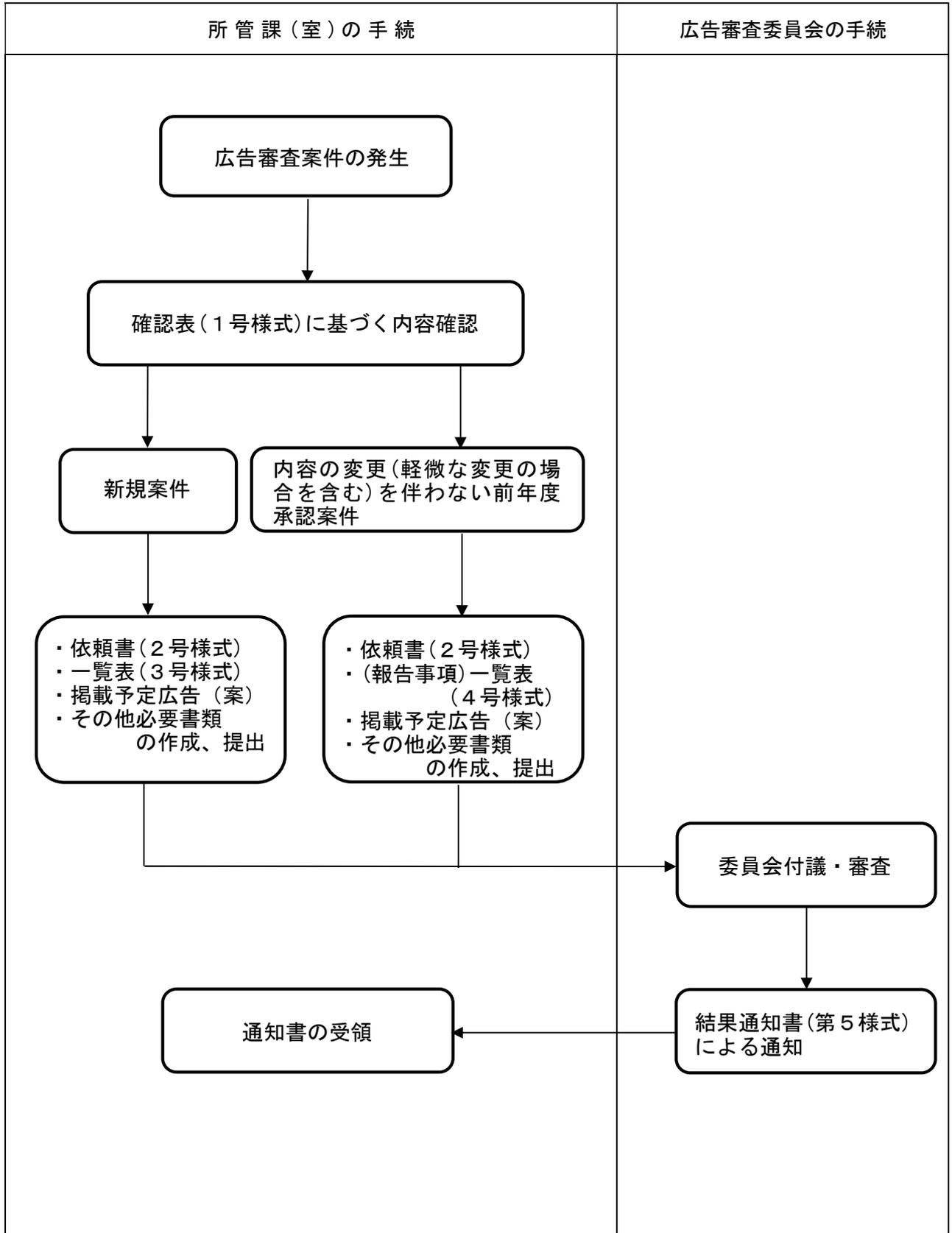
附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 市民文化局広告審査委員会運営フローチャート



※ 不明な点等がある場合は、必ず事務局あてに確認を行うこと。

## 広告掲載基準確認表

### 川崎市広告掲載基準関係

#### 第3条関係(広告掲載できない業種又は業者)

次に掲げる業種又は業者の広告は掲載することができませんので、次の各項目について事前に確認を行ってください。

※該当しない場合は、「■」と表示。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- 風俗営業類似の業種
- 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- たばこその他市民の健康上、好ましくないと思われるもの
- ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に係るもの
- 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、薬事法等に抵触するもの
- 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- 消費者金融
- 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- 商品先物取引に関するもの
- 占い、運勢判断に関するもの
- 興信所、探偵事務所
- 結婚相談、交際紹介等を業とするもの
- 各種法令に違反しているもの
- 民事再生法、会社更生法による再生又は更生の手續中の事業者
- 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定するインターネット異性紹介事業
- 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- 本市の市税を滞納している事業者
- その他広告として掲載することが不適當であると認められるもの

#### 第4条関係(掲載基準)

次のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載できませんので、次の各項目について事前に確認を行ってください。

※該当しない場合は、「■」と表示。

- 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 基本的人権を侵害するもの
- 政治性、宗教性のあるもの
- 社会問題についての主義主張
- 個人又は団体の名刺広告
- 美観風致を害するおそれがあるもの
- 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

## 広告掲載基準確認表

第7条関係(広告表示内容に関する個別の基準)

**広告表示内容に次の個別基準項目があるか、事前に確認を行ってください。**

※「有」、「無」のどちらかを「■」と表示。

「有」の場合は、当該事項に留意した広告内容となっているか、事前に確認をしてください。

第1項	語学教室	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第2項	学習塾・予備校(専門学校を含む)	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第3項	外国大学の日本校	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第4項	資格講座	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第5項	病院・診療所・助産所など	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第6項	施術所(あんまマッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復師)	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第7項	介護保険法に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第8項	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、(健康器具、コンタクトレンズ等)	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第9項	いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第10項	弁護士、税理士、公認会計士	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第11項	旅行業	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第12項	通信販売業	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第13項	雑誌、週刊誌等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第14項	労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第15項	募金	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第16項	質屋、チケット等再販売業	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第17項	トランクルーム及び貸し収納業者	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第18項	人材募集広告	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第19項	不動産広告	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第20項	映画・興業等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第21項	古物商・リサイクルショップ等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第22項	ダイヤルサービス	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第23項	ウイークリーマンション等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第24項	墓地等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第25項	規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第26項	その他の表示				
	割引価格の表示	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	肖像権・著作権の使用	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	責任の所在、内容及び目的が不明確な広告	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	アルコール飲料	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	比較広告	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	宝石の販売	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	個人輸入代行業等の個人営業広告	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
第27項	その他広告として掲載することが不相当であると認められるもの。	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>







川市庶第 号

年 月 日

## 広告審査委員会結果通知書

市民文化局広告審査委員会委員長

年 月 日開催の委員会で、次のとおり決定しましたので通知します。

所 管 課 名		依 頼 日	年 月 日
審 査 件 名			
審 査 結 果			